

アダルトビデオに出る約束（契約）に誘われた方や契約をした方へ
（AV 出演被害防止・救済法を説明しています）

アダルトビデオの撮影は断れます。

「#8891」に電話するとアダルトビデオに出る約束（契約）について相談することができます。ぜひ、一人で悩まず相談してください。



この文章は、アダルトビデオに出る約束（契約）をした人を守るための法律について説明しています。詳しくは、こちら（AV 出演被害防止・救済法の解説）。

アダルトビデオに出る約束（契約）をした場合、どのような悪いことが起きるおそれがありますか。

例えば、次のような悪いこと（被害）が起きたとの話が多くあります。

- ①聞いていなかったようないやらしいこと（性行為）を撮影されるという被害
- ②撮影された映像が知らないうちに出回り、いつまでも消すことができないという被害（「デジタルタトゥー」といわれています。）
- ③家族、友人、学校や職場の人などに自分がアダルトビデオに出たことを知られたり（顔がばれる）、知られないかとおびえたりするという被害
- ④アダルトビデオに出たことを知られて、家族や友人、職場の人とうまくいかなくなるという被害。



アダルトビデオに出れば有名人になれる、夢をかなえるにはアダルトビデオに出るのが近道だと言われました。どうすればよいでしょうか。

それはアダルトビデオにさそうための言葉です。

そのような話でアダルトビデオにさそわれ、悪いこと（被害）にあった方が多くいます。

信用せずに、すぐに周りの人や「#8891」に電話して相談してください。

アダルトビデオに出る約束（契約）をしました。断りたいのですが、どうすればよいですか。

アダルトビデオの撮影は、断れます。

アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにもできます。迷ったら「#8891」に相談してください。



撮影されたアダルトビデオがお店に売られていたり、インターネットで流されています。止めてもらいたいのですが、どうすればよいですか。

アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにした場合や約束（契約）を守らずにアダルトビデオが売られていたり、インターネットで流されている場合には、止めることができます。

「#8891」に電話して相談すれば、止める方法を説明したり、お手伝いします。ぜひ相談してください。

どのような場合に、アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにできますか。

アダルトビデオがお店に売られたり、インターネットに流されたりしてから1年は、「契約を解除（かいじょ）する」と相手に伝えることで、どんな場合でも約束（契約）をなかったことにできます。



また、アダルトビデオがお店に売られたり、インターネットに流されたりしてから1年を過ぎたとしても契約をなかったことにできる場合もあります。ぜひ、「#8891」に電話して相談してください。

注：令和4年（2022年）6月23日から令和6年（2024年）6月22日に契約した場合は、アダルトビデオが公表されてから2年は、どんな場合でも契約をなかったことにできます。

「#8891」に相談した場合、どのような対応をしてくれますか。

「#8891」に電話すると、お近くの相談先につながります。

相談先は、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」といいます。アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにすることやアダルトビデオが勝手に売られたりインターネットで流されたりすることを止めるお手伝いをします。生活について困ったことについても相談できます。



アダルトビデオに出る約束（契約）をしたときに渡された文書に相談先が書いてありますが、信用できますか。

アダルトビデオに出る約束（契約）をしたときに渡された文書には、国がつくった相談先やその連絡先を書くことになっています。



もし、不安に感じたら「#8891」に電話して相談してください。

アダルトビデオに出る契約をしたのですが、罰を受けることはありますか。

この法律でアダルトビデオに出た人が罰を受けることはありません。

アダルトビデオを作っている人が罰を受けることはありますか。

アダルトビデオを作っている人が約束（契約）の内容や説明を書いた文書を渡さなかった場合にはアダルトビデオを作っている人が罰を受けます。

また、アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにしようとするのを、アダルトビデオを作っている人が嘘をついたりおどしたりして邪魔した場合には、アダルトビデオを作っている人が罰を受けます。



不安に思ったら「#8891」に電話して相談してください。

アダルトビデオに出る約束（契約）にはどのようなルールがありますか。

アダルトビデオの撮影は断れます。また、アダルトビデオに出る約束（契約）をなかったことにできたり、アダルトビデオの販売・配信を止められます。

そして、アダルトビデオに出る約束（契約）をした人を守るため、次のようなルールがあります。

- ①約束（契約）をする場合には、どのような約束（契約）かを説明した文書を渡さなければいけません。
- ②約束（契約）を説明する文書もらった日から1か月は撮影をしてはいけません。
- ③どのようなアダルトビデオが売られたりインターネットに流されるのかを前もって確認することができます。
- ④撮影してから4か月はアダルトビデオを売ったりインターネットに流したりしてはいけません。
- ⑤アダルトビデオに出た人が約束（契約）をなかったことにしても、もらったお金以外のお金を払う必要がありません。
- ⑥約束（契約）をなかったことにした場合や約束（契約）に従わずにアダルトビデオが公表された場合には、アダルトビデオが売られたりインターネットに流されるのを止めることができます。

